

再犯防止対策に関する支援の充実を求める意見書

平成27年版犯罪白書によれば、刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少傾向にあり、平成26年はピーク時の47.7%と半減しているものの、再犯者率は平成9年から一貫して上昇しており、平成26年は47.1%となっている。また、高齢犯罪者の中には高齢のため自立が困難であることから、繰り返し罪を犯し、矯正施設に入所する者がふえているとの指摘もされている。検挙される者のほぼ2人に1人が再犯者という近年の実態に鑑みれば、犯罪を減らし安全・安心な社会をつくるためには、再犯を減らす取り組みが重要かつ喫緊の課題であると言える。

国は、これまでも再犯防止に向けた総合対策などを実施し、犯罪の種類や対象者の特性に応じた指導を行うとともに、出所後の就労支援や住居の確保に向けた更生保護施設の受け入れ機能の強化などの施策を行っているが、再犯者率は増加傾向にあり、さらなる取り組みの強化が求められている。

また、再犯者の更生保護にとって重要な保護観察制度は、公務員である保護観察官と民間篤志家である保護司によって成り立っているが、専門的知識を持ち指導・助言を行う立場である保護観察官は全国でも1000名程度と極めて少なく、また保護司についても高齢化による引退、その後継者のなり手不足によってこの10年で1000人以上減少している。保護観察対象者の受け入れ体制が弱まることによって、出所後の社会復帰支援が不十分なものになると危惧されている。

さらに、出所する高齢者や障害者に対しては、福祉と連携をした社会復帰も視野に入れた支援が必要であり、これらの施策を地方公共団体が主体的に取り組むに当たっては、国による支援が必要不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 矯正施設内での指導・教育の充実を図るとともに、更生保護施設への支援を拡充するなど、出所後に一刻も早く社会に定着できる職住環境を得られる施策を講ずること。
- 2 更生保護の現場で働く保護観察官や保護司の人材確保及び処遇改善を行い、更生保護制度を強化するとともに保護司の活動に対する支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

宛（各 通）